

# 神奈川県行政書士会横浜中央支部規則

## 第1章 総 則

(名称)

第 1 条 当支部は、神奈川県行政書士会横浜中央支部と称する。

(目的)

第 2 条 当支部は、横浜中央支部会員（以下、「会員」という。）の業務の改善及び研修並びに会員相互の連絡及び調整を図ることを目的とする。

(支部事務所)

第 3 条 当支部の事務所は、支部長の事務所に置く。但し、支部の運営上、必要がある場合は、前記事務所とは別に事務所を設けることができる。

(支部会員)

第 4 条 当支部は、横浜中央支部の区域内に所在する事務所に所属する会員をもって構成する。

## 第2章 役 員

(役員)

第 5 条 当支部に次の役員を置く。

- (1) 支 部 長・・・・・・・・1名
- (2) 副 支 部 長・・・・・・・・3名以内
- (3) 会 計・・・・・・・・2名以内（2名の場合、1名を会計補佐とする）
- (4) 幹 事・・・・・・・・15名以内
- (5) 監 事・・・・・・・・2名以内

(相談役)

第 5 条の2 当支部に相談役を置くことができる。

2 相談役は、支部に対し多大な貢献があり、見識、人望等ふさわしい者を役員会の承認を得て、支部長が委嘱する。

3 相談役の任期は、本規則第8条第1項の規定を準用する。

4 相談役は支部長の要請があった場合に助言し、相談に応じることができる。

(役員職務)

第 6 条 当支部の役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 支部長は、支部を代表し支部の事務を統括する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代理し、支部長が欠けたときはその職務を行う。
- (3) 会計は、支部長を補佐し会計及び経理事務を適正に処理する。
- (4) 幹事は、支部長の委任により当支部の事務を処理し、支部事業活動の円滑な運営に助力する。

(5) 監事は、当支部の会計の状況を監査し、その結果を総会で報告する。

(支部事務局員)

第 6 条の 2 支部長は、必要に応じて、神奈川県行政書士会横浜中央支部規則施行細則（以下、「細則」という。）に定めるところにより、支部事務局員（以下、「事務局員」という。）を置き、その事務を処理させることができる。

(費用弁償)

第 6 条の 3 役員及び相談役（以下、「役員等」という。）には、細則の定めるところにより、旅費交通費その他の費用を弁償する。

(役員を選任)

第 7 条 当支部の役員は、支部総会において会員の中から選任する。

2 役員を選出の手続きについては、別に定める神奈川県行政書士会横浜中央支部役員等選出規則による。

(役員任期及び支部長の在任期数)

第 8 条 当支部の役員任期は、就任後 2 回目の定時支部総会終了のときまでとする。但し、再任を妨げない。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了又は辞任後においても、後任者の就任までその職務を行うこととする。

4 第 1 項但書の規定にかかわらず、支部長は、引き続き 3 期（各期における在任が就任後の第 2 回目の定時総会終結のとき以前に終結する場合もこれを 1 期とする。）を超えて支部長として在任することができない。

(役員等の解任及び退任)

第 9 条 役員等が、当支部の役員等としてふさわしくない行為をしたときは、支部総会の決議によりこれを解任することができる。

2 前項の規定による他、役員等は次の各号のいずれかに該当するときは、退任する。

(1) 当支部の会員でなくなったとき

(2) 神奈川県行政書士会会則第 15 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当したとき

(3) 行政書士法第 14 条第 2 号又は第 3 号に該当したとき

### 第 3 章 機 関

(機関の種類)

第 10 条 当支部の機関は、支部総会及び役員会とする。

(支部総会)

第 11 条 支部総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に支部長が招集する。

3 臨時総会は、役員会が必要であると認めたとき又は会員総数の 4 分の 1 以上の請求が

あったときに支部長が招集する。

4 支部総会の招集は、会日の7日前までに日時、場所及び会議の目的を付し書面にて会員に通知しなければならない。

(支部総会の決議事項)

第12条 支部総会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業報告及び事業計画の承認
- (2) 支部の決算及び予算の承認
- (3) 支部の役員を選任及び解任
- (4) 支部規則の制定及び改廃
- (5) 神奈川県行政書士会の理事会に付すべき事項の具申に関する事
- (6) 神奈川県行政書士会役員等選出規則による理事候補者の推薦
- (7) その他支部の運営に関する事項

(支部総会の定足数及び議事)

第13条 支部総会は、会員総数の3分の1以上の者が出席（本条第3項による出席を含む）しなければ会議を開くことができない。

2 支部総会に出席することができない会員は、書面により他の会員に表決を委任することができる。

3 前項の規定に基づき表決の委任をした者は、支部総会に出席したものとみなす。

4 支部総会の議事は、本規則第28条（本規則の改正）を除いては、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(支部総会の議長)

第14条 支部総会の議長は、その総会において、現に出席した会員の中から選出する。

(支部総会の議事録)

第15条 支部総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、出席者数、議事の経過及びその結果を記載し、現に出席した会員の中から、議長の指名した1名以上の者が署名押印しなければならない。

(役員会)

第16条 役員会は、支部長、副支部長、会計及び幹事をもって構成する。

2 役員会は、この規則に定めるほか、次の事項について審議及び決議する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 支部総会に付議すべき事項
- (3) 支部規則その他の規則等の制定及び改廃に関する事項
- (4) 支部の業務執行に関する事項
- (5) その他上記事項に準ずる事項

3 監事は、役員会に出席することができる。但し、議決権を行使することはできない。

(役員会の招集)

第17条 役員会は、必要に応じて支部長が招集する。

2 役員会を招集するには、会日の5日前までに、役員会の構成員に通知しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

3 役員会を開く旨につき、役員会の構成員全員の同意があったときは、前項の招集手続きを省略することができる。

(役員会の議長)

第18条 役員会の議長は、出席役員の中から支部長がこれを指名する。

2 支部長に事故あるときは、出席役員の中から副支部長が指名する。

## 第4章 会 計

(収入の構成)

第19条 当支部の収入は、次のとおりとする。

- (1) 支部交付金
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

(支部会費)

第20条 支部会費は、支部の活動上必要があると認められたときは、支部総会の決議をもって徴収することができる。

(会計年度)

第21条 当支部の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(予算)

第22条 当支部の予算は、毎会計年度に調整し、定時総会の承認を得なければならない。

(決算報告書)

第23条 支部長は、毎会計年度終了後に前年度の決算報告書及び財産目録を作成し、監事に提出しなければならない。

2 監事は、前項の決算報告書及び財産目録を監査しなければならない。

3 支部長は、前項の監査を受けた決算報告書及び財産目録を定時総会に報告し、承認を得なければならない。

## 第5章 雑 則

(慶弔見舞金)

第24条 会員が次の事項に該当したときは、慶弔見舞金を贈ることができる。

- (1) 結婚
- (2) 死亡
- (3) 配偶者又は同居親族(一親等以内)

の死亡

2 前項に定める事項の金額その他については、細則の定めるところによる。

(委員会の設置)

第25条 当支部の活動上必要が認められたときは、委員会を設置又は廃止することができる。

2 委員会の委員長は、副支部長及び幹事の中から支部長が任命する。

3 委員会の委員は、委員長が指名し、支部長が任命する。

4 支部長は、必要と認めるときは、委員会の委員を解任することができる。

5 委員会の委員については、本規則第6条の2及び第9条第2項を準用する。

6 委員会の名称、組織及び運営に関し必要な事項は、細則で定める。

(表彰)

第26条 会員が、当支部の活動について功労があったとき、別途、神奈川県行政書士会横浜中央支部表彰規程により表彰することができる。

(支部会員の権利の停止)

第27条 支部会員の権利の停止については、神奈川県行政書士会会則第15条第2項を準用する。

(本規則の改正)

第28条 この支部規則を改正するには、支部総会において会員総数のうち2分の1以上の出席（本規則第13条第3項による出席を含む）により、その出席した会員のうち3分の2以上の同意を必要とする。

(準用)

第29条 この支部規則で定めない事項については、神奈川県行政書士会の会則を準用する。

## 附 則

~~この規則は、平成10年10月1日より施行する。~~

~~この規則は、平成25年4月1日より施行する。~~

~~この規則は、平成26年5月20日より施行する。~~

~~この規則は、平成28年5月12日より施行する。~~

この規則は、2019年5月14日より施行する。